

## ■認定産業団地制度

(目的)

- (1)各種産業立地促進制度の適用による既存産業用地への立地促進
- (2)競争力のある優良な新規産業用地開発への誘導

(概要)

県内における総面積3ha以上の工業団地(工場立地法)、工場適地(同)、産業導入地区(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)等を対象として、県が認定を行い、各種産業立地促進制度の適用をおこなうもの。

適用地域	申請者	適用条件
県下全域	市町	①次のいずれかに該当すること ・工業団地(工場立地法)(既存・新設を問わない) ・工場適地(工場立地法) ・産業導入地区(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律) ・その他知事が特に産業立地促進の必要性を認めた地区 ②区域総面積が3ha以上であること ③産業関連基幹施設等、産業立地基盤を現に備え、又は近い将来備えることが見込まれること ④工業系開発について、市町総合計画、土地利用計画との整合性があること ⑤地域の環境保全に配慮した区域設定であること

- 工業団地 : 産業用地として計画され、特定の事業者により、造成に着手しているもの
- 工場適地 : 工場適地調査(工場立地法に基づく経済産業省委託調査)で報告がなされており、上記工業団地に該当しないもの
- 産業導入地区 : 産業導入地区(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)で上記工業団地、工場適地以外のもの

(認定方法)

- ①当該地区管轄市町による認定申請
- ②県による認定書の発行  
※産業立地に関する各市町の意向確認と責任所在の明確化のため、自動認定でなく、市町の申請に対して認定することとする。